

2026年 5月 30日

監 査 報 告 書

学校法人 堀 口 学 園
理事会 御中

学校法人 堀 口 学 園

監 事 山 田 真 生 

監 事 石 川 一 郎 

私たちは、学校法人堀口学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、法人の業務、法人の財産の状況を、同学園の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における事業報告書、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)で確認し、また理事の業務執行の状況についても理事会議事録等を閲覧し監査をしました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか会計監査人より随時会計監査に関する報告を求め、重要な決裁書類等を閲覧しかつ計算書類につき検討を加えるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記の書類は学校法人会計基準(文部科学省令第18号)に準拠しており、学校法人堀口学園の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また学校法人の業務又は財産の状況、理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

2026年 5月 30日

監 査 報 告 書

学校法人 堀 口 学 園
評議員会 御中

学校法人 堀 口 学 園

監 事

伊 田 真 子



監 事

ロビンソン かあり



私たちは、学校法人堀口学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、法人の業務、法人の財産の状況を、同学園の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における事業報告書、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)で確認し、また理事の業務執行の状況についても理事会議事録等を閲覧し監査をしました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか会計監査人より随時会計監査に関する報告を求め、重要な決裁書類等を閲覧しかつ計算書類につき検討を加えるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記の書類は学校法人会計基準(文部科学省令第18号)に準拠しており、学校法人堀口学園の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また学校法人の業務又は財産の状況、理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上